委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	北部クリーンセンター
委託業務名	分別適合物の再商品化実施業務
委託業務場所	大津市伊香立北在地町 他
概 要	本市が収集したガラスびん (無色及び茶色を除く)、PETボトル、プラスチック製容器包装について、指定法人 (容器包装リサイクル法第21条第1項にて指定) に再商品化を委託する。 なお、3品目のうち市町村負担を求められているのはガラスびんとプラスチック製容器包装だけであり、PETボトルは事業者が100%負担となっている。
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約金額	プラスチック容器包装 63.80 円/kg 予定委託量 15,000 kg ガラスびん(その他の色)17.71 円/kg 予定委託量 26,400 kg
契約の相手方	〔所在地〕東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 〔名 称〕公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
契約相手方の 選 定 理 由	市は分別収集した容器包装廃棄物を容器包装リサイクル法の基本方針に則り、リサイクルを行う事業者に円滑な引渡しを行うよう求められており、同法で指定法人が指定されている。 ついては、当該事業者は唯一の指定法人であるため随意契約を締結するもの。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策 随意契約については、別途公表をしています。